

理 由

生産緑地地区について、農業従事者の故障が生じ、後継者もいないために買取り申出がなされ、関係機関への買取りの照会や農業委員会を通じての斡旋を行ったが、買取り希望者がなかったため、生産緑地法第14条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われた。

また、生産緑地地区の追加指定の申出がなされ、同法に基づき精査したところ、同法第3条第1項の「一団のものの区域」として地形的まとまりを有する農地として認められるものであり、かつ、泉南市生産緑地地区の追加指定に関する基本方針及び指定基準にも適合し、市街化区域の貴重な緑地機能として評価できることから、追加指定を行う。

よって、本案のとおり区域変更をしようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
男里 4 号	男里六丁目地内	約 0.29ha	区域変更
男里 47 号	男里七丁目地内	約 0.09ha	追加
信達牧野 4 号	馬場地内	—	廃止
信達牧野 5 号	信達牧野、信達市場及び馬場地内	約 1.23ha	区域変更
新家 12 号	新家地内	約 1.54ha	区域変更
信達市場 12 号	信達市場地内	約 2.86ha	区域変更
信達市場 39 号	信達市場地内	—	廃止
信達市場 41 号	信達市場地内	—	廃止
信達市場 48 号	信達市場地内	—	廃止
信達牧野 15 号	信達牧野地内	—	廃止
小 計		約 6.01ha	
岡田 1 号他 209 地区		約 54.63ha	変更なし
合 計	215 地区	約 60.64ha	

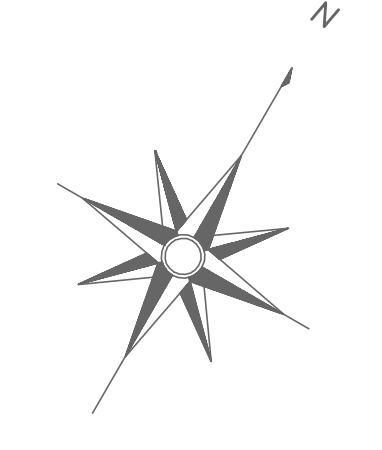
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

泉州空港
(関西国際空港)

南部大阪都市計画図 (泉南市)

色別	凡例	建ぺい率	容積率	備考
■	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	外壁後退距離1.5M
■	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	外壁後退距離1.0M
■	第一種低層住居専用地域	4/10	8/10	外壁後退距離1.5M
■	第一種中高層住居専用地域	6/10	20/10	
■	第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10	
■	第一種住居地域	6/10	20/10	りんくう南浜地区 準防火地域指定
■	第二種住居地域	6/10	20/10	
■	準工業地域	6/10	20/10	りんくう南浜地区 準防火地域指定
■	工業地域	6/10	20/10	りんくう南浜地区 準防火地域指定
■	近隣商業地域	8/10	30/10	準防火地域指定
■	近隣商業地域	8/10	30/10	準防火地域指定
■	商業地域	8/10	40/10	防火地域指定
---	府県界			
---	市域界			
---	市街化区域市街化調整区域界線			
---	地域地区境界線			
---	都市計画道路及び巾着構成			
---	都市計画公園区域			
---	都市計画緑地区域			
---	都市計画緑地保全地区			
---	その他の都市計画施設			
---	新家土地区画整理事業区域			
---	都市計画地区計画区域			
---	近畿自動車道			

令和3年度
南部大阪都市計画
生産緑地地区の変更
(泉南市決定)
S=1/10,000



記号

○	第一種低層住居専用地域	37.2	三
○	第一種低層住居専用地域	12.0	三
○	第一種低層住居専用地域	14.8	三
○	第一種低層住居専用地域	13.5	三
○	第一種低層住居専用地域	8.7	三

--- 第一種低層住居専用地域
--- 第一種中高層住居専用地域
--- 第二種中高層住居専用地域
--- 第一種住居地域
--- 第二種住居地域
--- 準工業地域
--- 工業地域
--- 近隣商業地域
--- 近隣商業地域
--- 商業地域
--- 府県界
--- 市域界
--- 市街化区域市街化調整区域界線
--- 地域地区境界線
--- 都市計画道路及び巾着構成
--- 都市計画公園区域
--- 都市計画緑地区域
--- 都市計画緑地保全地区
--- その他の都市計画施設
--- 新家土地区画整理事業区域
--- 都市計画地区計画区域
--- 近畿自動車道

